

第5部 東海地震事前対策

第1章 対策の目的

第1節 東海地震事前対策の目的

東海地震事前対策は、東海地震に関する予知情報が発令された場合に、都、区市町村及び各防災機関が一体となって地震被害の発生防止又は被害の軽減を図ろうとするものである。

この対策は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という）第6条に基づく地震防災強化計画の策定を中心とするが、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に指定されていない地域における応急対策及びその他の予防対策についても必要な事項を定めるものとする。

本市は、強化地域に指定されていない地域であるが、東海地震が発生した際には震度5程度が予想されることから、応急対策及びその他の予防対策についても必要な事項を定めるものとする。

第2節 基本的な考え方

- 1 東海地震発生の際、区部・多摩地区とも震度5弱（地域によって5強）程度とされていることから、警戒宣言が発せられた場合においても、当該地域においては都市機能を極力平常どおり維持することを基本としつつ、①警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置、②東海地震による被害を最小限に止めるための防災措置を講ずることにより、都民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的に対策を講じる。
- 2 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間における対策を定めたものであるが、警戒宣言発令前における東海地震注意情報発表時やこれに基づき政府が準備行動等を開始した場合に実施すべき対策も盛り込む。
- 3 東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）に基づき、事業所に来所する顧客等の安全確保、周辺住民等と連携した災害活動、防災機関への被害状況の報告等、自助・共助の考え方が住民意識のなかにより浸透するための支援策等を講じる。
- 4 この対策に記載のない東海地震の事前対策については、東村山市地域防災計画震災編「第2部 災害予防計画」及び「第3部 災害応急・復旧対策計画」に基づき実施する。
- 5 本対策は、次の事項に留意し策定した。
 - (1) 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応を執ることとする。
 - (2) 警戒宣言が発せられた時点には、地震及びこれに伴う津波の発生の可能性があるため、人命の安全の確保を第一に優先するものとし、次いで防災上の対策の優先度を配慮する。
 - (3) 都及び各防災機関等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

東海地震関連情報と対応

情報		発表の基準	強化地域等での対応	市の体制
東海地震に関連する調査情報 (カラーレベル青)	定例	毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表		
	臨時	東海地域の観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査状況を発表	特に対策はしない。 国や自治体等では情報収集連絡体制がとられる。	
東海地震注意情報 (カラーレベル黄)		観測された現象が東海地震の前兆現象の可能性が高まった場合に発表	必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策、救助部隊等の派遣準備	情報連絡体制 ・情報収集 ・問い合わせ対応
東海地震予知情報 (カラーレベル赤)		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表	警戒宣言の発令（内閣総理大臣） 住民避難、交通規制、百貨店等の営業中止等	災害対策本部設置（第一非常配備態勢） ・事前措置

第3節 東海地震に関する事前対策

東村山市は強化地域外であり、「災害対策本部」に代え「緊急対策会議」の設置等、これに準じた対策を講ずるものとする。

第2章 災害予防対策

第1節 広報及び教育

地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、市民が地震に関する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。市は、市民が東海地震に対して的確な行動がとれるように不断に地震に関する情報提供等を行い、防災対応について、教育、啓発及び指導する。

1 防災広報

地震予知を防災に正しく生かすため、平常時から、警戒宣言の内容・予想震度・警戒宣言時にとられる防災対策の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と、社会的混乱の防止を図る。

(1) 基本的流れ

広報の基本的流れは、①平常時、②注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられた時から発災まで、④注意情報が解除された時とする。

また、地震の発生に備えて危険箇所の点検や家具類の転倒・落下・移動防止など、安全対策とともに民心の安定のための広報活動を中心に行う。

(2) 実施事項

ア 東海地震についての教育、啓発及び指導

イ 東海地震に関連する調査情報・注意情報についての広報

ウ 注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制の内容の広報

エ 東京の予想震度、被害程度

オ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項の広報

カ 民心の安定のため警戒宣言時に防災機関が行う措置

キ 気象庁が東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれがなくなったと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報

主な例を示すと次のとおりである。

(ア) 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報

a 列車の運行計画及び混乱発生時の規制内容

b 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法

c その他防災上必要な事項

(イ) 道路交通の混乱防止のための広報

a 警戒宣言時の交通規制の内容

b 自動車利用の自粛の呼びかけ

c その他防災上必要な事項

(ウ) 電話の輻輳による混乱防止のための広報

a 警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛

b 回線の輻輳と規制の内容

(エ) 買い急ぎによる混乱防止のための広報

a 生活関連物資取扱い店の営業

- b 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと。
 - (オ) 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報
 - 金融機関の営業状況及び急いで引き出しをする必要のないこと。
 - (カ) その他の広報
 - 電気、ガス等の使用上の注意
- (3) 広報手段
 - ①テレビ・ラジオ・新聞等による広域的広報、②インターネット等による速報的な広報、③広報車・パンフレット等による地域的・現場的広報により実施する。
- (4) 広報の方法
 - ア 印刷物による広報
 - イ ビデオ、イベントや講演会等による広報
 - ウ インターネット等による広報
 - エ 東村山市による広報
 - 広報車や防災行政無線による広報、「広報東村山」をはじめ、各防災機関が各種印刷物により防災知識の普及を図る。

2 教育指導

(1) 児童・生徒等に対する教育

市及び学校等においては、次の事項について、関係職員及び児童・生徒等に対する地震防災教育を実施し、保護者に対し連絡の徹底を図る。

教育指導事項	<ul style="list-style-type: none"> ア 地震に関する基本的事項 イ 教職員の分担業務 ウ 警戒宣言時の臨時休業措置 エ 児童・生徒等の下校（園）時等の安全措置 オ 学校（園）に残留する児童・生徒等の保護方法 カ その他の防災措置
教育指導方法	<ul style="list-style-type: none"> ア 児童・生徒に対しては、震災対策補助教材「地震と安全」に東海地震対策を盛り込み、防災教育を行う。 イ 教職員に対しては、研修の機会を通じて地震防災教育を行う。 ウ 保護者に対しては、PTA等の活動を通じて周知徹底を図る。

(2) 自動車運転者に対する教育

都公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合に運転者が適正な行動をとれるよう、事前に次の事項について教育指導を行う。

教育指導事項	<ul style="list-style-type: none"> ア 東海地震に関する基本的事項 イ 道路交通の概況と交通規制の実施方法 ウ 自動車運転者のとるべき措置 エ その他の防災措置等
教育指導方法	<ul style="list-style-type: none"> ア 運転免許更新時の講習 イ 安全運転管理者講習 ウ 自動車教習所における教育、指導

第2節 事業所に対する指導等

1 強化地域以外における事業所防災計画等の作成

強化地域以外の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、共同防火管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画において、次の項目について検討し、定めておく。

防災体制の確立	自衛消防組織の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備
情報の収集 伝達等	(1) テレビ、ラジオ等による情報の把握 (2) 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達 (3) 本社、支社間の情報通信手段の確保 (4) 大規模店舗等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止 (5) 顧客、従業員等に対する安全の確保
安全対策面からの 営業の方針	(1) 不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛 (2) 近距離通勤者に対する徒歩帰宅 (3) その他消防計画等に定める事項の徹底
出火防止及び 初期消火	(1) 火気使用設備器具の使用制限 (2) 危険物、薬品等の安全措置 (3) 消防用設備等の点検 (4) 初期消火態勢の確保
危害防止	商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

2 事業所に対する指導

警戒宣言が発せられた場合における事業所の対応に関して、消防計画等、予防規程及び事業所防災計画に定めるよう指導する。

(1) 対象事業所

ア 一般事業所

指導機関	対象事業所
東村山消防署	(1) 消防法及び火災予防条例により消防計画等を作成することとされている事業所 (2) 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所

(注) 東村山消防署は、上記の対象事業所に対して指導を行うものとするが、併せて関係機関もそれぞれの所掌事務に応じた対象事業所に指導を行うものとする。

イ 特定事業所

指導機関	対象事業所
東村山消防署	危険物施設のうち、予防規程を作成することとされている事業所

(2) 事業所指導の内容

指導機関	対象事業所
東村山消防署	(1) 消防計画等に定める事項 (2) 予防規程に定める事項(危険物の規制に関する規則第60条の2第2項に規定する事項を含む。) (3) 事業所防災計画に定める事項

第3節 防災訓練

1 各機関の防災訓練

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置く総合防災訓練及び各防災機関別訓練を実施する。

2 市の防災訓練

警戒宣言時において、市は、その地域における防災機関として、迅速かつ的確な防災措置を講ずる責務がある。

このため、警戒宣言時における防災活動の円滑を期するため、特に住民に対する情報伝達に重点を置いた訓練を実施する。

そのために、必要な組織及び実施方法等に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会をとらえ訓練を実施し、実践的能力のかん養に努める。

(1) 参加機関

ア 市 イ 地域住民及び事業者 ウ 都及び防災機関

(2) 訓練項目

ア 非常招集訓練

イ 警戒本部運営訓練（災害対策本部運営訓練に準ずる）

ウ 情報伝達訓練

エ 現地訓練

オ 避難行動要支援者（要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難なため支援を要する者）等避難誘導訓練

カ 津波警報等情報伝達訓練

第3章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

東海地震に関連する調査情報（臨時）及び注意情報は、観測データの変化から段階的に気象庁から発表される。

ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する可能性があることを念頭において行動する。

第1節 東海地震に関連する観測情報発表時の対応

1 情報名、情報内容及び市・防災関係機関の配備態勢

東海地震観測情報の発表は、単なる異常データの段階であり、平常時の活動を継続しながら情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な体制を維持する

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震に関する調査情報（臨時） （カラーレベル青）	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査情報を発表	連絡要員を確保する体制

2 情報活動

都総合防災部は、「情報監視態勢」をとり、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行う。また、市区町村、都各局及び防災関係機関等に一斉連絡を行う。

市・防災関係機関は、平常時の活動を継続しながら情報の監視を行う。

第2節 東海地震注意情報発表時の対応

1 情報名、情報内容及び市・防災関係機関の配備態勢

東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）が発表された場合、市・各防災機関は担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。従来の判定会招集連絡報は廃止されたが、判定会の開催は注意情報のなかで報じられる。また、注意情報は本情報の解除を伝える場合にも発表される。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震注意情報 （カラーレベル黄）	東海地震の前兆現象が高まったと認められる場合に発表される。	担当職員の緊急参集及び情報の収集・連絡・問い合わせができる体制

2 情報活動

注意情報発表時においては、都総合防災部は「情報連絡態勢」をとり気象庁、総務省消防庁、関係機関から情報収集を行う。また区市町村、都各局及び各防災関係機関に一斉連絡を行う。

各機関に内部における情報連絡伝達系等は次の通りである。

機 関	内 容
市	都総務局から注意情報の連絡を受けたときは、直ちに各部課に伝達するとともに、市教育委員会を通じて、市立学校（園）長に伝達する。また、市内にある社会福祉施設に対しても、各所管課を通じて伝達する。
東村山警察署	市又は警視庁から注意情報の通報を受けたときは、直ちに署内及び交番（駐在所）等に伝達する。
東村山消防署	活動準備体制に入る必要があるため、注意情報の通報を受けたときは、直ちに一斉通報、消防無線及びその他の手段により、各出張所及び関係機関に伝達する。また、注意情報の解除を伝える発表がされた場合も同様の伝達をする。
その他の防災関係機関	都総務局から注意情報の通報を受けたときは、直ちに部内各部課及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。

3 伝達事項

- (1) 市及び各関係防災機関は、気象庁からの注意情報を伝達するほか、職員動員態勢及び地震防災応急対策の準備行動をとるよう伝達する。
- (2) 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、職員動員態勢及び地震防災応急対策の準備行動を解除するよう速やかに伝達する。

第3節 活動体制

注意情報が発表された場合、市及び防災関係機関は、災害対策組織の設置準備のため必要な措置をとるとともに、社会的混乱の発生に備え防災体制を確立する。

1 市

(1) 情報連絡体制

市は、注意情報を受けたときは、直ちに災対市民部防災安全課において、情報連絡体制をとる。また、政府が準備行動の開始を公表したときは、緊急対策会議を設置し、所定の災害即応態勢をとる。

各部課は、電話、無線電話等により、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知する。

(2) 職員の参集

緊急対策会議配備態勢とする。

(3) 掌握事務

ア 政府の準備行動開始の決定や判定会の開催等の注意情報の続報及び東海地震予知情報等、防災上必要な情報の収集及び伝達

イ 社会的混乱防止のための広報の実施

ウ 都及び防災関係機関との連絡調整

2 東村山警察署

警視庁は警備本部を設置し指揮体制を確立する。

(1) 現場警備本部の設置

警察署長は現場警備本部を設置し、管内の警備指揮にあたる。

(2) 警備要員の参集

警備要員は、注意情報に基づく召集命令を受けたとき又は注意情報の発表を知ったときは、自所属に参集する。

3 東村山消防署

東京消防庁は注意情報を入手した場合、震災警戒態勢を発令するので、消防署としては次の対応を行う。

- (1) 全消防職員の非常召集
- (2) 震災消防活動部隊の編成
- (3) 関係防災機関への職員の派遣
- (4) 救急医療情報の収集体制の強化
- (5) 救助・救急資器材の準備
- (6) 情報受信体制の強化
- (7) 高所見張員の派遣
- (8) 出火防止、初期消火等の広報の準備
- (9) その他消防活動上必要な情報の収集

第4節 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期である。このため、この時期の広報は、原則としてテレビ、ラジオ等により、市民の冷静な対応を呼びかける内容のものとなる。

なお、各現場で混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（都総務局、警視庁、東京消防庁）へ通報し、関係機関は必要な情報等を市民に広報する。

第5節 注意情報発表時の混乱防止措置

注意情報の発表等により種々の混乱の発生のおそれのあるとき又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各防災機関の対応は、次のとおりである。

機 関	内 容
市	災対市民部を中心として、各部、各防災機関の協力を得て対処する。 (1) 各防災機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び防止対策の実施 (2) 混乱防止に関する情報の収集、都及び防災関係機関への伝達 (3) その他必要事項

東村山警察署	<p>(1) 情報の収集と広報活動 注意情報発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努めるとともに、住民、運転者等に対して冷静な対応を呼びかける。</p> <p>(2) 混乱の未然防止活動 駅、主要交差点等、混乱が発生するおそれがある場所に、事前に必要な部隊を配備して混乱防止措置をとるとともに、混乱が発生した場合の整理誘導等を行う。</p>
J R 東日本	<p>(1) テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。</p> <p>(2) 各支社（東京・横浜・千葉・大宮・八王子）社員を派遣するなど、駅客扱い要員の増強を図る。</p> <p>(3) 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。 ア 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 イ 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客の迂回誘導、一方通行等を実施する。 ウ 状況により、警察官の警備の応援を要請する。</p>
西武鉄道	<p>(1) 旅客の混乱防止と円滑な輸送を行うため、状況により、次の措置をとる。 ア 掲示・放送等を活用し正確な情報提供に努める。</p> <p>(2) 必要により警察官の派遣を要請し、混乱の防止に努める。</p>
N T T 東日本	<p>国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。</p>

第4章 警戒宣言時の応急活動体制

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合には、東海地震予知情報が発表され、内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは警戒宣言を発する。また、本情報の解除を伝える場合にも発表される。

予知情報が発表され、内閣総理大臣により警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間においては、国・地方公共団体・その他の公共機関及び市民は一致協力して、地震防災応急対策、及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策等」という。）に努め、被害を最小限にとどめなければならない。

第1節 活動体制

1 市の活動体制

警戒宣言が発せられた時は、東村山市災害等緊急対策会議設置要綱の定めにより、災害対策組織として緊急対策会議を設置する。

(1) 災害対策本部の設置

市長は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

(2) 本部の組織

本部の組織は災害対策基本法、東村山市災害対策本部条例、同条例施行規則の定めるところによる。

(3) 本部の所掌事務

- ア 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- イ 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
- ウ 生活物資等の動向及び調達準備体制の決定
- エ 防災機関の業務に係る連絡調整
- オ 住民への情報提供

(4) 配備態勢

警戒宣言時における市職員の配備態勢は、地域防災計画第3部第1章に定める第二非常配備態勢とする。

2 防災機関等の活動体制

(1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、市地域防災計画の定めるところにより防災対策を実施する。また、市が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事務について適切な措置をとる。

(2) 指定地方行政機関等は、上記(1)の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておく。

(3) 市の区域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、本計画に定めるところにより防災対策を実施するとともに、市が実施する防災対策が円滑に行われるよう協力する。

3 相互協力

- (1) 警戒宣言時において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各防災機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておく。
- (2) 防災機関等の長及び代表者は、都に対して応急措置の実施を要請し若しくは応援を求めようとするときは、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日改めて文書により処理する。
 - ア 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつ旋を求める理由）
 - イ 応援を希望する機関名（応援のあつ旋を求めるときのみ）
 - ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - エ 応援を必要とする日時、時間
 - オ 応援を必要とする場所
 - カ 応援を必要とする活動内容
 - キ その他必要な事項

第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

《対策の担当》

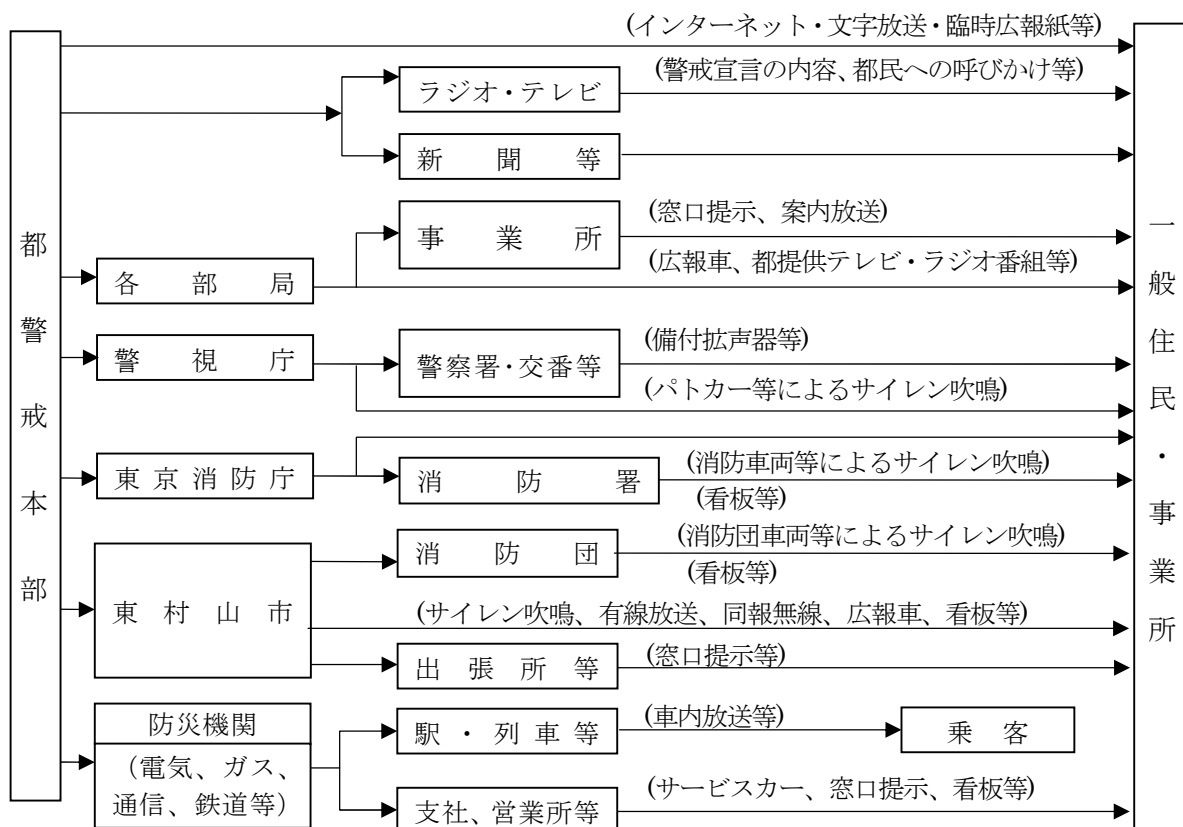
災対部本部班、災対経営政策部広報班、東村山警察署、東村山消防署、東日本旅客鉄道株式会社、西武鉄道株式会社、東京電力株式会社、東京ガス株式会社
--

各防災機関は警戒宣言及び地震予知情報が発せられた場合は、関係機関及び市民に迅速かつ的確に伝達する。

1 警戒宣言の伝達等

(1) 伝達系統

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は、次のとおりである。



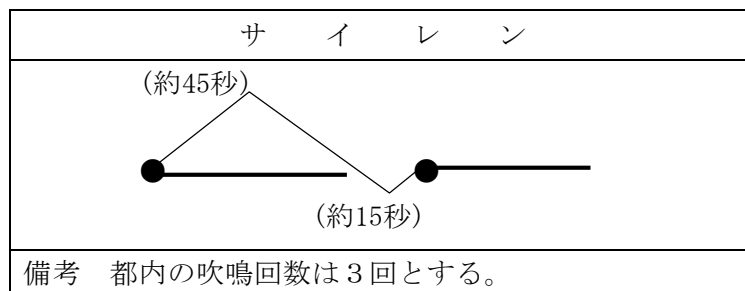
情報の伝達経路等

(2) 伝達体制

機 関	内 容
市	<p>ア 災対市民部は、都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通知を受けたときは、直ちにその旨を部内各部課、出先事業所に伝達するとともに、教育委員会を通じて市立学校に伝達する。</p> <p>イ 一般住民に対しては、警察署、消防署の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号広報車及び同報無線等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。</p> <p>ウ 在宅の要配慮者には、自治会、福祉団体等による情報伝達を要請する。</p>
東村山警察署	<p>ア 警察署は、市又は警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに警察電話、警察無線及びその他の手段により署内及び交番（駐在所）等に伝達する。</p> <p>イ 警察署は、市に協力し、パトカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。</p>
東村山消防署	<p>ア 消防署は、東京消防庁から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに一斉通報、消防無線及びその他の手段により、各出張所及び関係防災機関等に伝達する。</p> <p>イ 消防署は、市と協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。</p>
消 防 団	<p>ア 消防団は、災対市民部又は消防署から警戒宣言及び地震予知情報の通報を受けたときは、直ちに団員に伝達する。</p> <p>イ 消防団は、市の指示に従い消防ポンプ車のサイレン及び詰所のサイレンを吹鳴し、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。</p>

鉄 道 機 関	第5節「公共輸送対策」1「鉄道対策」(1)「情報伝達」参照
東村山市医師会	市から通報を受けたときは、緊急連絡網により電話又は口頭で所属会員に伝達する。
そ の 他 の 防 災 機 関	都総務局から通報を受けたときは、直ちに部内各部課及び出先機関に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業者及び施設利用者に周知する。

防災信号（サイレン）の吹鳴パターン



(3) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ア 警戒宣言の内容
- イ 東京での予想震度
- ウ 防災対策の実施の徹底
- エ その他特に必要な事項

2 市の広報

警戒宣言が発せられた場合、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の異常輻輳などの混乱も考えられる。これらに対処するため、テレビ、ラジオ等による広報のほか、各防災機関及び市が広報活動を実施する。

各現場で混乱発生のおそれがある場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた市本部は、混乱防止のための対応措置をとるとともに、情報を速やかに市民等へ広報する。

(1) 広報項目

- ア 警戒宣言の内容の周知徹底
- イ 市民及び事業所のとるべき防災措置
 - (ア) 火の注意 (イ) 水の汲み置き (ウ) 家具類の転倒・落下・移動防止等
- ウ 混乱防止のための対応措置
 - (ア) 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - a 列車の運行状況 b 駅等の混乱状況 c 時差退社の呼びかけ等
 - (イ) 道路交通の混乱防止のための広報
 - a 道路の渋滞状況 b 交通規制の実施状況 c 自動車利用の自粛要請等
 - (ウ) 電話の異常輻輳による混乱防止のための広報
 - a 回線の輻輳状況 b 規制措置の実施状況 c 電話利用の自粛要請
 - d 災害用伝言ダイヤル等のサービス提供状況等
 - (エ) 買い出しなどによる混乱防止のための広報
 - a スーパーマーケットの営業状況 b 買い急ぎをする必要がないこと等

(ウ) 預貯金引き出資などによる混乱防止のための広報

- a 金融機関の営業状況
- b 急いで引出しをする必要のないこと等

(2) 広報の実施方法

防災行政無線同報系、広報車及び自主防災組織等を通じて広報活動を行う。

3 関係機関の広報

(1) 広報項目

住民及び施設利用者に対する広報項目は、次のとおり、市に準じて行う。

- ア 住民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底
- イ 各防災機関の措置状況並びに住民及び施設利用者に対する協力要請

(2) 広報の実施方法

- ア 各防災機関は、従業員、顧客、都民等に対する情報伝達を具体的に定めておく。
- イ この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった伝達方法を工夫する。
- ウ 顧客等への伝達は、反復継続して行う。

第3節 消防、水防、危険物対策

《対策の担当》

災対部本部班、都環境局、東村山消防署

1 東村山消防署における活動体制

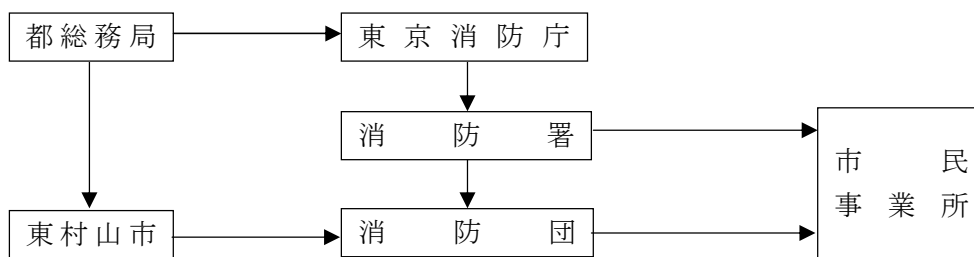
注意情報発表時から引き続き震災警戒態勢下において、次の対策をとる。

(1) 活動体制

- ア 全消防職員の非常召集
- イ 震災消防活動部隊の編成
- ウ 関係防災機関への職員の派遣
- エ 救急医療情報の収集体制の強化
- オ 救助・救急資器材の準備
- カ 情報受信体制の強化
- キ 高所見張員の派遣
- ク 出火防止、初期消火等の広報の実施
- ケ その他消防活動上必要な情報の収集

(2) 情報連絡体制

地震予知情報等の伝達ルート



(注) 市民、事業所に対しては、サイレン、広報車等により他の防災機関と協力し、情報を伝達する。

(3) 市民（事業所）に対する呼びかけ

対 象	事 項	内 容
市 民	情報の把握	テレビ、ラジオや消防、警察、市からの情報に注意
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理・整とんの確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
	危害防止	① 家具類、ガラス等の安全確保 ② ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事 業 所		警戒宣言時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼びかけを行う。

2 危険物対策

(1) 石油類等危険物の取扱い施設

東村山消防署は、予防規程又は事業所防災計画に基づき、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。

- ア 操業の制限、停止又は制限
- イ 流出拡散防止資器材等の点検、配置
- ウ 緊急しゃ断装置の点検、確認
- エ 火気使用の制限又は禁止
- オ 消防用設備等の点検確認

(2) 化学薬品等取扱い施設

東村山消防署は、学校、病院、研究所等の事業所に対して、消防計画により対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。

- ア 転倒、落下、流出拡散防止等の措置
- イ 引火又は混合混触等による出火防止措置
- ウ 化学薬品等取扱いの中止又は制限
- エ 火気使用の中止又は制限
- オ 消防用設備等の点検・確認

(3) 毒物・劇物取扱い施設

都は、毒物劇物営業者等の関係団体に対し、次の事項について、各営業所が確実に実施するよう要請する。

- ア 貯蔵施設等の緊急点検
- イ 巡視の実施 要のある応急的保安措置
- ウ 充てん作業、移替え作業等の停止
- エ 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要のある応急的保安措置
- オ 地震予知関連情報の収集、伝達

(4) 放射性物質取扱い施設

都は、都内のR I 使用医療機関で被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるため、R I 管理測定班設置事業所に対して、班員等の招集、装備器材の点検等について指示を行い必要に応じ直ちに出勤できる体制を整える。

また、R I 使用医療機関に対して次の指導を行う。

- ア 使用施設、貯蔵施設、保管廃棄施設及び放射線治療病室等の安全点検と補修

- イ R I 使用状況の把握
 - ウ 未使用R I 及び使用済R I の保安確認
 - エ R I 治療患者の管理体制の徹底周知
 - オ 地震予知関連情報の収集
- (5) 危険物輸送
- 東村山警察署は、警戒宣言が発せられた場合、危険物対策本部を設置し、次の措置を請ずる。
- ア 危険物取扱い業者等に対する製造、取扱い、保管及び運搬の抑制についての協力要請
 - イ 危険物施設等対策班による危険物関係情報の収集及び関係施設の視察
- また、東村山消防署は、消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所等に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討・実施するよう指導する。
- ウ 出荷、受入れの停止又は制限
 - エ 輸送途中車両における措置の徹底

第4節 警備、交通対策

《対策の担当》

東村山警察署

1 警備対策

東村山警察署は、次の対策を行う。

- (1) 警備部隊の編成

警備部隊の編成は、次のとおりとする。

 - ア 方面機動隊
 - イ 警察署部隊
- (2) 警備部隊の配備

混乱のおそれのある駅、主要交差点等の実態を考慮し、必要により、部隊を要点等に配備する。
- (3) 治安維持活動

通常業務の処理のほか、次の点に重点を置き、住民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。

 - ア 市内の実態把握に努める。
 - イ 正確な情報の収集及び伝達を図り、住民の不安要素を解消する。
 - ウ 不法事案の予防及び取締りを実施する。

2 交通対策

- (1) 交通対策の基本

警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講ずる。

基本 方針	1 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。
	2 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。
	3 非強化地域方向から流入する車両は、できる限り抑制する。
	4 緊急交通路は、優先的にその機能を確保する。

(2) 運転者等のとるべき措置

警戒宣言時に、運転者等のとるべき措置の周知徹底に努める。

ア 走行中の運転者にとるべき措置

- (ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速で走行する。
- (イ) カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動する。
- (ウ) 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しない。
- (エ) バス、タクシー及び市民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行する。
- (オ) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行する。(前節参照)
- (カ) 現場警察官等の指示に従う。

イ 駐車中の運転者にとるべき措置

- (ア) 道路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しない。
- (イ) 道路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地などに移動する。やむを得ずそのまま道路上に継続して駐車する時は、道路の左側に寄せエンジンを切る。
なお、エンジンキーはつけたままにして窓を閉め、ドアはロックしない。
- (ウ) 車両による避難の禁止
警戒宣言が発せられても原則として避難する必要はないが、万一避難を要する場合でも車両は使用しない。

ウ 交通規則

- (ア) 警戒宣言が発令された場合は、次の規制を行う。
 - a 都県境
神奈川県又は山梨県の都県境においては、流出する車両については原則として制限を行い、都内に流入する車両については、混乱が生じない限り規制は行わない。
埼玉県又は千葉県から都内に流入する車両については抑制し、流出する車両については規制しない。
 - b 環状七号線の内側の道路
都心に向かう車両は極力制限する。
 - c 緊急交通路
第一京浜、第二京浜、中原街道、目黒通り、甲州街道、川越街道、高島通り、中仙道、北本通り、日光街道、水戸街道、蔵前橋通り、京葉道路及び国道16号線の14路線については、必要に応じて車両の通行を制限する。
 - d 高速自動車国道・首都高速道路
状況により車両の流入を制限する。都県境においては、前記aの交通規制に準ずる。
- (イ) 状況に応じて、交通規制の見直しに配慮する。

エ 交通対策の実施

警戒宣言発令後速やかに警察官を都県境、主要交差点等に配置し、かつ、必要により

交通検問所を設置する。

オ 緊急通行車両等の確認等

現場警備本部長及び交通機動隊長は、警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点、交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

第5節 公共輸送対策

《対策の担当》

災対部本部班、災対経営政策部広報班、東村山消防署、東日本旅客鉄道株式会社、西武鉄道株式会社、バス事業者、タクシー事業者

1 鉄道対策

(1) 情報伝達

警戒宣言及び地震予知情報が出された際、各鉄道機関は、あらかじめ定めたルートで、無線、電話、放送等により、列車及び駅並びに乗客等に伝達する。

(2) 列車運行措置

機 関	内 容
J R 東日本	列車の運転規制手配を以下の通り行う。 ア 強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制する。 イ 当該地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。
西 武 鉄 道	ア 列車運行 (ア) 警戒宣言発令当日 通常ダイヤを使用して減速運転を行い、これに伴う列車の遅延には運転整理で対応する。 (イ) 翌日以後 別に定める運行図表（降雪・地震ダイヤ）により運転する。 イ 運行計画の利用者への周知徹底 警戒宣言が発せられた後の運行計画については、各報道機関・駅構内の掲示板・社内掲示・放送等により予め利用者に周知させるとともに、時差退社および近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼び掛け、混乱防止に協力を要請する。 ウ 旅客への応対 係員は、冷静に旅客に対応して旅客の混乱を防止するとともに、円滑な輸送を行うために掲示・放送等を活用して正確な情報を提供することに努める。

(3) 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に集中し、大混乱による被害が発生することが予想されるとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。

このため、各機関において乗客の集中を防止するため、次の措置をとる。

機 関	内 容
市	<p>ア 平常時から、市民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。</p> <p>イ 警戒宣言時において、鉄道機関及び警視庁からの情報をもとに、都内の列車の運転状況等を広報するとともに、事務所等に対して、極力平常通りの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかける。</p>
東 村 山 消 防 署	<p>平常時から、各事業所に対して、営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行う。</p>
J R 東日本 西 武 鉄 道	<p>ア 平常時から、運転計画の概要、旅行見合せ、時差退社の協力についての広報を行う。</p> <p>イ 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。</p> <p>ウ 駅において、放送・掲示等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離利用者等の徒歩帰宅の呼びかけ、協力を要請する。</p>

(4) 主要駅での対応

ターミナル駅等の主要駅において旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は、次の対応措置を講ずる。

- ア 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。
- イ 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客の迂回誘導、一方通行等を早めに行う。
- ウ 状況により警察官の応援を要請する。
- エ 状況により乗車券の発売を制限又は中止する。

なお、J R 東日本、西武鉄道においては、強化地域内着・通過となる乗車券類は、発売を停止する。

(5) 主要駅等の警備

警視庁は、判定会招集の決定後、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想される駅及び混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

(6) 列車の運転中止措置

鉄道機関及び都、警視庁、東京消防庁等は、一致協力して、(1)から(5)までの措置をとり、列車運行の確保に努めるが、万一、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

2 バス・タクシー等対策

(1) 情報伝達

乗務員は、防災信号(サイレン)、ラジオ及び警察官等から警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

(2) 運行措置

機 関	内 容
市	<p>東京バス協会の路線バスに準じて、コミュニティバスを運行する。</p>

東京バス協会	<p>ア 路線バス</p> <p>(ア) 運行方針 防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。</p> <p>(イ) 運行計画</p> <p>a 警戒宣言が発せられたときは、減速走行（一般道路20km/h、高速道路 40km/h）を行う。</p> <p>b 減速走行及び交通渋滞等によるダイヤが遅延した場合、その状況に応じて間引き運行の措置をとる。</p> <p>c 危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折り返し、迂回等事故防止のため、適切な措置をとる。</p> <p>d 翌日以降については、上記 a～c により運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。</p> <p>e 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。</p> <p>イ 貸切バス</p> <p>貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。</p>
東京ハイヤー・タクシー協会 都個人タクシー協会	<p>タクシー・ハイヤーは、防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。この場合、減速走行（一般道路20km/h、高速道路 40km/h）を行う。</p>

(3) 混乱防止措置

ア 旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、都、警視庁、東京消防庁、各鉄道機関及びバス会社等は、時差退社及び近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、市民、事業所に対する広報及び指導を行う。

イ バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止にあたる。

第6節 学校、病院、福祉施設対策

《対策の担当》

災対健康福祉部福祉班・救護班、災対子ども家庭部保育班・児童班、災対教育部各班、各学校、各幼稚園、各保育所、各医療機関、各福祉施設

1 学 校

(幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、各種学校)

(1) 在校時

ア 警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業（保育）を打ち切り、警戒宣言の解除までは臨時休校の措置をとる。

イ 警戒宣言が発せられた後、児童・生徒等を、計画に従って帰宅させる。

ウ 帰宅にあたって、幼児・児童についてはあらかじめ保護者に伝達してある計画に従っ

て、保護者又は保護者の委託した代理人（以下「保護者」という。）に帰宅先を確認してから引渡す。保護者に引渡すまでは、学校（園）において保護する。

エ 中・高等学校生徒については、個々に帰宅経路手段（徒歩、自転車、バス、電車等）、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。

オ 高等学校生徒等で遠距離通学のため自宅以外の寄宿先が定まっている者は、寄宿先を確認して帰宅させる。

カ 高等学校生徒等の帰宅にあたっては、交通情報を的確に把握し、鉄道運行の変更その他による混乱に巻き込まれることがないように、下校計画に従って必要な措置をとる。

キ 特別支援学校の児童・生徒等については、保護者に引渡し、引き取りのない者についての学校での保護は、幼稚園、小学校と同様とする。

スクールバスを使用している児童・生徒等については、保護者に、事前に指定してある地点で引渡す。

ク 特別支援学校においては、児童・生徒等の通学範囲、障害の状態、寄宿舎生及び残留児童・生徒等の収容、スクールバス使用の是非等について、それぞれの学校の実態に応じて、一層きめ細かな対応措置をとる。

その際、学区域が広域であることに加え、心身の障害により帰宅所要時間が長時間となるため、判定会議招集段階で、各学校から保護者に引き渡しの緊急連絡を行う。

ケ 小・中学校特別支援学級についての措置は、特別支援学校に準じて措置するよう指導する。

(2) 校外指導時

ア 宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、その地の官公署等と連絡をとり、その地の対策本部の指示に従う。

また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は、対応の状況を市教育委員会又は所轄庁に報告するとともに、保護者への周知を図る。

イ 遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとる。帰校（園）後、児童・生徒等を在在（園）時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は、近くの小・中学校等に避難することなど適宜の措置をとる。

強化地域内の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。教育委員会への報告、保護者への連絡はアと同様の措置をとる。

(3) 学校（園）におけるその他の対応策

ア 児童・生徒等を帰宅させた後、水のくみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。

イ 学校（園）に残留し保護する児童・生徒等のために必要な飲料水、食料、寝具類については、あらかじめ予想される数量を把握し、各学校（園）において準備するか又は地域の業者等から供給を受けられるよう手配しておく。

ウ 在在している児童・生徒等の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。

エ 在在している児童・生徒等の数、校（園）外指導時にとった措置等の必要な事項を市教育委員会又は所轄庁へ報告する。

(4) 警戒解除宣言の連絡等

- ア 警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、市の広報等によって得るものとする。
- イ 解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めるところによる。

2 病院、診療所

(1) 診療体制

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常通り診療を行い、職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。

入院患者については、担当医師の判断により、退院の許可を与える。

なお、手術、検査については、医師が状況に応じて、適切に対処するものとする。機関別対応は、次のとおりである。

機 関	外 来 診 療	入 院 患 者	手 術 等
市医師会 民間病院 診療所	医療機関の状況に応じ、可能な限り、平常通り診療を行う。	退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。	医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期する。
市歯科医師会 民間病院 診療所	医療機関の状況に応じ、可能な限り、平常通り診療を行う。		医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期する。

(2) 防災措置

病院又は診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講ずる。

- ア 建物、設備の点検・防災措置
- イ 危険物の点検・防災措置
- ウ 落下物の防止
- エ 非常用設備、備品の点検及び確保
- オ 職員の分担事務の確認
- カ 備蓄医薬品の点検・防災措置

(3) その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう、必要に応じ、適宜伝達する。

3 社会福祉施設等

(1) 保育所、児童クラブ等、通所施設

警戒宣言が発せられた場合は、原則として業務を打ち切り、警戒宣言の解除までは臨時休園の措置をとる。

ア 園児（生）の扱い

(ア) 園児（生）は、名簿を確認の上、保護者に引き渡す。なお、警戒解除宣言が発せられるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。

(イ) 引き取りのない利用者、又は身体が不自由で急な移動が困難な利用者については、園・施設で保護する。

イ 防災措置

- (ア) 施設設備の点検
- (イ) ライフラインの確認
- (ウ) 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止
- (エ) 食料、飲料水、ミルク等の確保
- (オ) 医薬品の確保

ウ その他

- (ア) 園児(生)・利用者の引き渡しに際しては、避難所等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮する。
- (イ) 職員、園児(生)、保護者等の防災教育を行う。

(2) 入所施設

入所者は施設内で保護する。このために、次の措置をとる。

- ア 施設設備の点検
- イ ライフラインの確認
- ウ 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止
- エ 食料、飲料水の確保
- オ 医薬品の確保
- カ 利用者の家族等に対する連絡手段の確保
- キ 利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知
- ク 関係機関との緊密な連絡・連携

(3) 児童館・児童クラブ

警戒宣言が発せられた場合は、原則として行事等全ての事業を中止し、来館(室)児童の把握を行い、保護者同伴の児童は速やかに帰宅させる。

ア 児童の扱い

- (ア) 育成室では名簿を確認の上、保護者に引き渡す。なお、警戒解除宣言が発せられるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。
- (イ) 児童館では、登録簿により保護者への緊急連絡を行い、児童の引き取りの通知をする。

イ 防災措置

- (ア) 施設設備の点検
- (イ) 落下物の防止
- (ウ) 飲料水、食料等の確保

ウ その他

- (ア) 警戒宣言発令時は、連絡の有無にかかわらず、速やかに児童を引き取るよう保護者への周知を徹底するなど事前に十分な打ち合わせをする。
- (イ) 児童館でも、定期的に児童館だよりの中で同様の周知に努める。
- (ウ) 職員、児童、保護者等の防災教育を行なう。

第7節 高層ビル、大規模店舗等対策

《対策の担当》

災対教育部避難所班、東村山消防署

不特定多数の者の集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、各機関は次の対応措置を講ずる。

機 関	対 象	対 応 措 置
東 村 山 消 防 署	高 層 ビ ル	消防計画等により対応を図るほか、特に不特定多数の者を収容する部分については、災害防止の観点から、次の応急措置について検討・実施するよう指導する。 1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 ビル内店舗については、営業の中止又は自粛 5 救急処置に必要な資材の準備 6 店舗等の利用客に対しての、ブロックごとに必要な情報の伝達及び、時間差を設けての誘導 7 エレベーター（地震時管制運転装置付を除く。）の運転中止及び避難時の階段利用
	大 規 模 店 舗	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急処置に必要な資材の準備 5 営業の中止又は自粛 ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的な運用を指導する。 6 利用客に対しての必要な情報伝達及び、従業員による誘導の実施 7 エレベーター（地震時管制運転装置付を除く。）の運転中止及び避難時の階段利用
市	市民センター、公民館、図書館、スポーツセンター、ふるさと歴史館等	1 警戒宣言が発せられた場合は、図書館、ふるさと歴史館等個人利用形態をとる施設においては、管理者が個人施設利用者に、公民館、スポーツセンター等団体利用形態をとる施設においては、主催責任者に施設利用の自粛を要請する。 2 職員の役割分担の確認を行い、防災用施設設備の作動準備、危険箇所の応急補強、危険物の保安措置を実施する。 3 エレベーターの運転を中止し、階段を利用するよう指導する。

第8節 電話、通信対策

《対策の担当》

東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、株式会社KDDI、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社

1 警戒宣言時の輻輳防止措置

警戒宣言が発せられた場合においては通信の疎通が著しく困難となることが予想される。

このため、各機関は次の措置をとることとする。

機 関	内 容
NTT東日本	警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。 (1) 確保する業務 ア 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話 イ 街頭公衆電話からの通話 ウ 非常、緊急扱い通話 エ 災害用伝言ダイヤル等の提供準備 (2) 可能な限りにおいて取り扱う業務 ア 一般加入電話からのダイヤル通話 イ 100番通話 ウ 防災関係機関等から緊急な要請への対応 (ア) 故障修理 (イ) 臨時電話、臨時専用回線等の開通 (注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。
NTTドコモ	警戒宣言が発せられた場合、通信量の著しい増加が予想されるため、必要により以下の措置を行う。 通信サービスの疎通に重大な支障をきたし、又は著しく輻輳したときは、重要通信を確保するため、利用制限等の必要な措置を行う。
NTT コミュニケーションズ	警戒宣言が発せられた場合、国内、国際電話等の通信の疎通は、可能な限り平常時と同様に維持する。 ただし、通信の疎通に重大な支障をきたし、又は著しく輻輳したとき、重要通信の疎通を確保するため利用制限等の必要な措置を行う。
KDDI	警戒宣言が発せられた場合、通信サービスの疎通は可能な限り平常時と同様に維持する。 ただし、通信サービスの疎通に重大な支障をきたし又は著しく輻輳したときは、重要通信の疎通を確保するため、利用制限等の措置をとる。
ソフトバンクテレコム ソフトバンクモバイル	警戒宣言発表後、電気通信疎通が著しく輻輳した時は、重要通信を確保するため、利用制限等の措置を取る。

2 広報措置の実施

機 関	内 容
NTT東日本	(1) 警戒宣言発令時に、通信が輻輳し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は会社の業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項について公式ホームページ、テレビ、ラジオ放送及び新聞掲示等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。 ア 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段 イ お客様に対し協力を要請する事項(災害用伝言ダイヤルの準

	<p>備状況及びサービス提供状況を含む。)</p> <p>ウ 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況</p> <p>エ その他必要とする事項</p> <p>(2) 前項の広報をするに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講じる。</p>
NTTドコモ	<p>警戒宣言が発せられたことにより、一般の利用者に対し、テレビ、ラジオの広報活動等により、次のとおり広報を実施する。</p> <p>(1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置並びに代替通信手段</p> <p>(2) 支店等営業窓口における業務実施状況</p> <p>(3) 利用者に対し協力を要請する事項(災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの準備状況を含む。)</p> <p>業務の取扱を中止したときの理解と協力を呼び掛けること、及び通話混雑時の電話利用等について協力を求める周知等</p> <p>(4) その他必要とする事項</p>
NTT コミュニケーションズ	<p>警戒宣言が発せられたことにより、国内・国際通信が著しく輻輳した場合は、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて、お客様に対し次の事項を広報する。</p> <p>(1) 国内・国際通信の疎通状況</p> <p>(2) 国内・国際通信の輻輳対策</p> <p>(3) お客様に協力を要請する事項(災害用伝言ダイヤルの運用情報等含む)</p>
KDDI	<p>警戒宣言が発せられたことにより、通信が著しく輻輳した場合は、ラジオ、テレビ等の報道機関等を通じての広報、営業局窓口への掲示等により、利用者に対し主に次の事項を広報する。</p> <p>(1) 通信サービスの疎通状況</p> <p>(2) 通信サービスの輻輳対策</p> <p>(3) 利用者へ協力を要請する事項</p>
ソフトバンクテレコム ソフトバンクモバイル	<p>警戒宣言が発せられたことにより通信が著しく輻輳した場合は、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、テレビ・ラジオ放送等を通じ情報提供に必要な広報を行う。</p> <p>(1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況</p> <p>(2) 災害用伝言板、音声お届けサービス等の協力要請</p> <p>(3) その他必要とする事項</p>

3 防災措置の実施

機 関	内 容
NTT東日本	<p>警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。</p> <p>(1) 警戒本部又は情報連絡室を設置</p> <p>(2) 各対策組織の必要要員を招集</p> <p>(3) 社外機関との情報連携</p> <p>(4) 通信サービス利用者の協力を得るための広報</p> <p>(5) 電源、物資及び人員の確保</p> <p>(6) 社員の避難及び誘導並びに食料、飲料水等の確保</p> <p>(7) その他必要な事項</p>
NTTドコモ	<p>警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。</p> <p>(1) 警戒宣言等の伝達</p>

	(2) 警戒宣言のお客様等への周知 (3) 対策要員の確保 (4) 社外機関との協調 (5) お客様及び社員等の安全確保 (6) 地震防災応急対策業務の実施
NTT コミュニケーションズ	警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。 (1) 警戒宣言等情報の伝達とお客様等への周知 (2) 非常態勢の発令及び地震災害警戒本部の設置 (3) 対策要員の確保 (4) 社外機関との協調 (5) お客様及び社員等の安全確保 (6) 地震防災応急対策業務の実施
KDDI	警戒宣言が発せられた場合、関連情報の伝達に加え、次の防災措置をとる。 (1) 災害対策本部等の対策活動組織の確立 (2) 情報連絡体制の確立 (3) 通信設備の点検 (4) 通信疎通の監視、管理体制の強化 (5) 災害対策用設備の点検 (6) その他、一般防災に関する措置 ア 事務機器等の転倒防止措置 イ 危険物等の保安点検 ウ 火気の使用制限措置 エ 応急対策物資の点検 オ 医療、救護備品の点検 カ 局舎警備の強化 キ 災害対策活動に必要な生活必需品の配備基準
ソフトバンクテレコム ソフトバンクモバイル	警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。 (1) 警戒宣言等の伝達 (2) 警備体制の確立 (3) 対策要員の確保 (4) 社外関係機関との連携・協力 (5) 災害対策用設備・資機材の確保 (6) 社員の安全確保 (7) その他必要な事項

第9節 電気、ガス、上下水道対策

《対策の担当》

災対まちづくり部下水道班、東京電力株式会社、東京ガス株式会社、東京都水道局

1 電気

(1) 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。

(2) 人員、資機材の点検確保

ア 要員の確保

非常災害対策本（支）部構成員は、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられたときは、態勢区分に従い速やかに所属する事業所に参集する。

なお、全ての事業所は、非常態勢を発令する。

イ 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車両、舟艇、航空機、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、復旧用資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(3) 安全広報

非常災害対策本部は、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、電気の安全措置に関する具体的事項について広報する。

(4) 施設の応急安全措置

関係地域の事業所は、仕掛り中の工事及び作業中の電力施設について、人身安全及び施設保全上の応急措置を速やかに実施する。

2 ガス

(1) ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし、地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を、迅速かつ的確に講じ得る全社態勢を確立する。

ア 避難等の要請

本社、事業所等の見学者、訪問者等に対して、警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

イ 工事等の中断

工事中又は作業中のガス工作物等については、状況に応じて保安措置を講じた上、工事又は作業を中断する。

ウ 人員、資機材の点検確保

(2) 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

(3) 資機材の点検・確保

ア 保安通信設備の健全性確認並びに保安電源設備の燃料残量確認及び確保並びに復旧工
事用資機材の点検整備を行う。

警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等。

(4) 広報の内容

ア 不使用ガス栓の閉止の確認

イ 地震発生時のマイコンメータ自動停止、身の安全の確保

ウ 地震がおさまった後のマイコンメータ復帰操作

(5) 広報の方法

ア 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼び掛ける。

イ テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。

ウ 地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

3 上水道

(1) 飲料水の供給及び広報

警戒宣言時においても、飲料水は平常どおり供給する。また、住民自らが当座の飲料水を確保し地震の発災に備えるよう、次の内容について広報を行う。

- ア 当座の飲料水のくみ置きの要請
- イ 地震発生後の避難にあたっての注意事項
- ウ 地震発生後の広報等の実施方法
- エ 地震発生後における住民への注意事項

(2) 給水対策本部、水道施設の点検確保態勢

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに発災に備えて給水対策本部を設置する。

各事業所は、直ちに地震発生に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検を強化し、必要な保安措置等を講じるとともに、地震発生後の応急対策諸活動の準備を行う。

(3) 施設等の保安措置

- ア 配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処しうるよう送配水圧を調整する。
- イ 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。
- ウ 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講ずる。また、掘削を伴う工事ですぐやかに安全強化措置がとれないものは、原則として、埋戻しを行う。

4 下水道

警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対処する。

(1) 公共下水道汚水管渠について

- ア 明確な指揮命令体制の下に「情報班」を編成して被害情報収集及び住民対策、又、東京都流域下水道本部を中心とする災害時支援体制等の関係機関との連絡、協議により支援体制を整える。
- イ 地域別に「調査班」を編成して詳細な被害状況の把握と箇所別の復旧方針を決定する。
- ウ 調査班のデータを基に「機動班」を編成してバキューム車・仮設用ポンプ及び仮設電圧施設等の設置手配を行なうとともに資材の確保及び調査を行なう。
- エ 「復旧班」により被害箇所の応急措置（応急仮工事・応急仮配管）を行なうとともに広域避難場所や救急病院等の施設からの流末の汚水排水能力の確保に努める。

(2) 雨水管渠(公共下水道及び暫定排水管)

雨水の排除についても降雨による二次災害の発生を防止する為、管渠施設及びポンプ施設の能力確保に汚水管渠に準じた体制で臨む。

第10節 生活物資対策

《対策の担当》

災対部本部班、災対市民部物資調達班

1 営業方法

食料及び生活必需品を取扱う、スーパーマーケット、小売店、生活協同組合等については、極力営業を継続するよう要請する。

2 買占め、売りおしめ防止の呼びかけ

広報車等を利用して呼びかけるとともに、必要に応じて事業者を監視する。

3 物資の確保

米穀及び乾パンの確保調達を行うため、協定業者に準備を要請する。

4 食料等の配布体制

(1) 職員の配置

市は、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送、配布を行うため、倉庫に職員を配置し、待機の体制をとる。

(2) 運搬計画

市は、備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、関係輸送業者に待機の体制を要請する。

(3) 即時調達体制の確保

市は、関係業界の物資の在庫状況を把握するとともに、地元商工団体及び小売店等に、物資の供給体制を整えるように依頼する。

第11節 避難対策

《対策の担当》

災対部本部班、災対教育部避難所班、東村山消防署、消防団

原則として避難の必要はないが、特に危険と予想されるがけ地等の危険地域については、あらかじめ市長が避難対象地区の選定を行っておき、警戒宣言が発せられた場合、避難勧告を行い、安全な場所へ避難させる。

1 事前対策

(1) 危険が予想される地区の選定

ア 市長は、市内のがけ地等について各関係機関と連絡を密にし実情把握を行い、危険が予測される地区については、あらかじめ地区選定を行っておくものとする。

イ 都は市の地区選定にあたり、各種の資料提供及び助言協力を行う。

(2) 避難者収容施設の指定

市長は、被害を受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、あらかじめ小中学校等の公共建物を指定しておくものとする。

なお、指定にあたっては、次の点に留意する。

ア 火災の危険度の低い場所に立地していること。

(木造建物密集地、危険物取扱い(貯蔵)施設の周辺は避ける。)

イ 耐震性、耐火性を有すること。

- ウ 窓ガラス破損の危険性が少ない建物であること。
- エ 落下物、転倒物がないよう落下、転倒防止策を講じておくこと。
- オ 火災報知器、消火設備等の防災設備を再点検し、必要な補修を行うこと。
- カ 避難所の運営に必要な資器材（調理、給食、非常照明等）、台帳等は、あらかじめ整備しておくこと。

(3) 周知、伝達方法

避難を必要とする住民に対し、指定避難所を事前に周知するとともに、避難勧告の際の伝達方法（広報車、防災行政無線等）及び伝達事項について、あらかじめその広報体制を確立しておく。

2 警戒宣言時における対応

(1) 避難勧告

市長は、警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区の住民に対し、上記1(3)に記した周知、伝達方法により、関係機関と協力して迅速に避難勧告を実施する。

(2) 避難所開設に伴う対応措置

ア 市長は、避難所を開設したときは、開設状況を、速やかに都福祉保健局及び東村山警察署、東村山消防署、災対まちづくり部、保健所等関係機関に連絡する。

イ 市長は、避難所の運営に必要な調理、給食資器材、飲料、水、燃料、寝具、応急医薬品、非常照明具及び台帳等を確保整備し、食品の購入ができず、日常の食事に支障を生ずる場合は、炊出しその他による食品の供給を行う。

ウ 市長は、情報収集及び非常通信のためラジオ、無線機等を備える。

(3) 避難所等における市職員の配置

避難所を設置した場合は、管理責任者のほか避難所運営に必要な職員を配置する。

(4) 避難生活の維持・運営

ア (3)で配置された職員は、避難所の維持・運営が円滑に行われるように避難者とともに運営組織を編成する。

イ 市長は、避難生活の中で不足する食料、水、生活必需品、医療等援護及び人的支援などがある場合は、都福祉保健局・水道局等関係機関に要請又は連絡する。

第12節 救援・救護対策

《対策の担当》

災対健康福祉部救護班、東村山市医師会、東村山市歯科医師会、東村山市薬剤師会

1 医療救護体制

市は、医療救護班を必要とするときは、医師会、歯科医師会、薬剤師会に速やかに編成できるように準備を要請する。

2 緊急輸送体制

関係機関に対し車両の調達準備を要請する。

第5章 市民・事業所等のとるべき措置

東海地震は、現在、その発生を予知し得る唯一の地震とされている。そして、地震予知情報、注意情報の発表、警戒宣言の発令等の際に、国、都・市町村をはじめとする各防災機関が一体となって、被害の軽減と社会的混乱の防止が図られるよう、事前にその対策を定め、施策の推進を図るものである。

東村山市は、東海地震が発生した場合、震度5（強～弱）になると予想されている。震度5の場合、ブロック塀や自動販売機等の転倒、落下物、家具類の転倒・落下・移動などによる被害が生じるものと予想される。

このため、市民・自主防災組織・事業所が、それぞれの立場で防災活動を行い、その活動と行政とが連携をとることによって、はじめて防災活動は総合力を発揮し得るものである。その意味から、市民又はその家族が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」の二つの理念を、一人ひとりが理解したうえ、市民・自主防災組織・事業所が、日頃から災害に対する備えをしておくことが必要である。

本章においては、市民、自主防災組織及び事業所が、平常時から警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとする。

第1節 市民のとるべき措置

1 平常時

- (1) 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。
- (2) 消火器具など防災用品を準備しておく。
- (3) 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。
- (4) ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。
- (5) 水（1人1日分の最低必要量3ℓ）及び食料の3日分程度の備蓄、並びに医薬品・携帯ラジオなど非常特出用品の準備をしておく。
- (6) 家族で対応措置を話し合っておく。
 - ア 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めておく。
 - イ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので各自の行動予定を話し合っておく。
- (7) 市・消防署、自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
- (8) 要配慮者（災害時要援護者）がいる家庭は、差し支えがない限り事前に住民組織や消防署・交番等に知らせておく。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- (2) 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。
- (3) 電話の使用を自粛する。
- (4) 自動車の利用を自粛する。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 情報の把握を行う。
 - ア 市等の防災信号（サイレン）を閉いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
 - イ 市・警察・消防等防災機関の情報に注意する。
 - ウ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。
- (2) 避難対象地区は、あらかじめ定められた避難場所に迅速に避難する。
- (3) 火気の使用に注意する。
 - ア ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
 - イ ガスメーターコックの位置を確認する。（避難するときは、ガスメーターコック及び元栓を閉める。）
 - ウ 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する。（避難するときは、ブレーカーを遮断する。）
 - エ プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
 - オ 危険物類の安全防護措置を点検する。
- (4) 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。
- (5) テレビや家具類の転倒・落下・移動防止措置を確認し、棚の上の重い物を降ろす。
- (6) ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。
- (7) 窓ガラス等の落下防止を図る。
 - ア 窓ガラスに荷造用テープを貼る。
 - イ ベランダの植木鉢等を片付ける。
- (8) 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。
- (9) 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。（非常持出品の準備）
- (10) 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。
- (11) 電話の使用を自粛する。特に、役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。
- (12) 自家用車の利用を自粛する。
 - ア 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
 - イ 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。
 - ウ 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は車を使わない。
- (13) 幼児、児童の行動に注意する。
 - ア 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようにする。
 - イ 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて引き取りに行く。
- (14) 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- (15) エレベーターの使用は避ける。
- (16) 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- (17) 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- (18) 買い急ぎをしない。

第2節 自主防災組織のとりべき措置

1 平常時

- (1) 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。
- (2) 情報の収集・伝達体制を確立する。
 - ア 市及び防災機関から出された情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。
 - イ 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。
- (3) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- (4) 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- (5) 消火、救助、炊出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- (6) 地域内の要配慮者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
- (7) 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
- (2) 地区内住民に必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 市等からの情報を地区内住民に伝達する。
- (2) 自主防災組織本部を設置し、それぞれの任務を確認する。
- (3) 要避難地区は、あらかじめ定められた避難場所に避難誘導する。
- (4) 地区内住民にとりべき措置（前節参照）を呼びかける。
- (5) 軽可搬式消防ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- (6) 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- (7) 高齢者や病人の安全に配慮する。
- (8) がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等に対して注意する。
- (9) 救急医薬品等を確認する。
- (10) 食料、飲料水及び炊出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

4 その他

その他防災市民組織が結成されていない地域にあっては、町会、自治会組織等が前記に準じた行動を行う。

第3節 事業所のとりべき措置

1 平常時

- (1) 消防計画、事業所防災計画等の作成
強化地域指定以外の事業所にあっても、消防計画、共同防災管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画を作成
- (2) 従業員等に対する防災教育の実施
- (3) 自衛消防訓練の実施

- (4) 情報の収集・伝達体制の確立
- (5) 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策
- (6) 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄

2 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- (2) 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- (3) 消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備する。
- (4) 避難誘導措置を確認又は準備する。
- (5) その他状況により、必要な防災措置を行う。

3 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 自衛消防組織の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- (2) テレビ、ラジオ等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。大規模店舗等不特定多数の者を収容する施設においては、顧客等の混乱防止に留意する。
- (3) 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。この場合、高齢者や障害者等の安全に留意する。
- (4) 市民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱い）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。ただし、不特定多数の者を収容する前記以外の施設にあつては混乱防止のため原則として営業の中止又は自粛を検討する。
- (5) 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講じる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。
- (6) 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。
- (7) 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
- (8) 不要不急の電話（携帯電話を含む。）の使用は中止するとともに、特に都・市・警察・消防・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。
- (9) バス、タクシー、生活物資輸送車等、生活上必要な車両以外の車両の使用はできる限り制限する。
- (10) 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。
- (11) 建築工事・ずい道工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- (12) 一般事業所の従業者は極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮し、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。
ただし、近距離通勤者にあつては徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。